

恵庭市告示第 55-2 号

恵庭市墓地使用料等収納事務委託告示

地方自治法第 243 条の 2 の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

委託した歳入の徴収又は収納事務

恵庭市墓地の設置及び管理条例（昭和 43 年条例第 19 号）に規定する使用料及び管理料の収納事務

歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

住所 恵庭市黄金南 1 丁目 3 1 3 番地 5

氏名 恵庭まちづくり協同組合 代表理事 齊藤 一史

委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 4 月 1 日

恵庭市長 原田 裕

